

令和6年度 労働衛生行政のあらまし

◇ 安全で健康に働くことができる職場づくり ◇

神奈川県労働局 健康課
(令和6年4月19日速報版)

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

職業性疾病による令和5年に発生した休業4日以上死傷災害は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年から大幅に増加していましたが、令和5年5月の感染症法の分類基準の見直し等により、感染者数が大幅に減少に転じたほか、腰痛災害についても2年連続減少したことなどから、休業災害は、前年の9,507件から2,582件と大幅に減少しています。

一方で、職業性疾病の死亡災害では、脳・心臓疾患、熱中症、蜂毒による労働災害で4人の方が亡くなっているほか、化学物質や熱中症、上肢障害などによる休業災害が増加しています。

強い心理的負荷による精神障害や過重な業務による脳・心臓疾患の労災請求件数は、引き続き、増加又は高止まりしており、運輸業で働く労働者において業務上と判断されています。事業場におけるメンタルヘルス対策、長時間労働の抑制等に鋭意取り組む社内体制の整備が求められています。

一般定期健康診断では、令和5年の有所見率は前年よりも増加しており、健康診断で異常所見が認められた労働者に対して、産業医による健康診断の事後措置のほか定期的な健康教育を適切に行うことが必要となっています。また、定期健康診断の結果について、事業者が保険者と連携・協力して特定健康診査等に取り組むことも重要になっています。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・図2)

(1) 令和4年度の脳・心臓疾患の労災補償状況

請求件数が65件(前年度比+9件)

支給決定件数が18件(前年度比+9件)

(2) 令和4年度の精神障害等の労災補償状況

請求件数が195件(前年度比+24件)

支給決定件数が44件(前年度比+1件)

※令和5年度の労災補償状況については、6月末頃発表予定

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

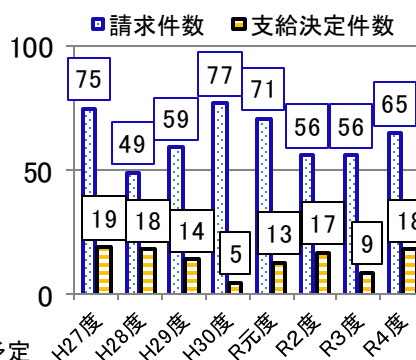
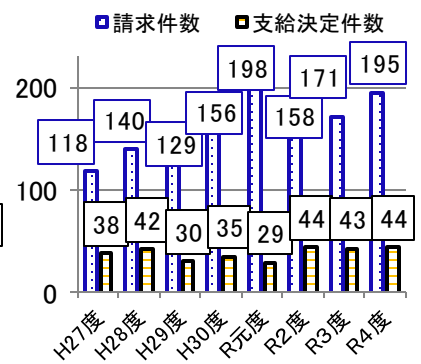


図2 精神障害の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況(図3)

(1) 令和5年の職業性疾病による死亡災害

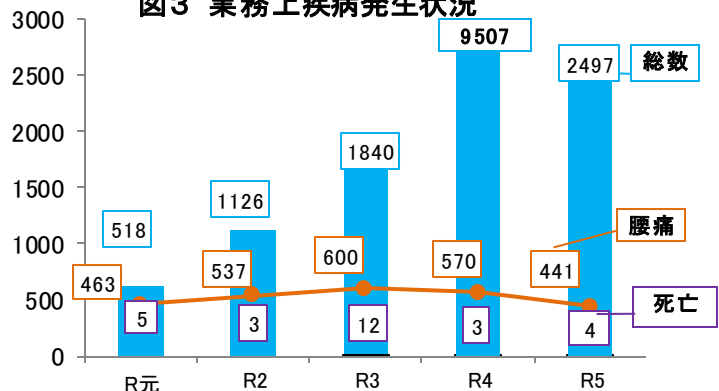
- ・ 脳・心臓疾患 1人
- ・ 熱中症 1人
- ・ 蜂刺され(アナフィラキシーショック) 2人

(2) 令和5年の職業性疾病による休業4日以上の被災者数

- ・ 2,497人(前年比-7,010人)

※新型コロナウイルス感染症によるものを除くと662人(前年比-66人)うち腰痛441人(前年比-129人)

図3 業務上疾病発生状況

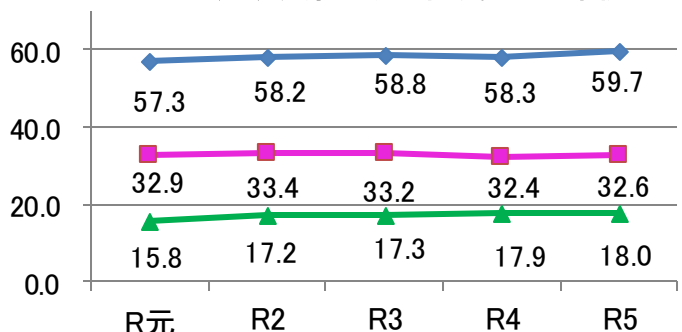


3 健康診断結果の状況(図4)

一般定期健康診断では、有所見率◆(何らかの所見があった労働者の割合)が引き続き、増加傾向にあり、全国の有所見率(58.9%)よりも高い状況にあります。

検査項目別では、血中脂質■(32.6%)、肝機能検査(16.7%)、血圧▲(18.0%)など生活習慣病と密接な検査項目の有所見率が高くなっています。

図4 定期健康診断の有所見率の推移



第2 令和6年度労働衛生行政の重点

1 第14次労働災害防止計画(神奈川計画) (※労働衛生分野に限る)

(1) 労働者の健康確保対策の推進

- ア メンタルヘルス対策
- イ 過重労働対策
- ウ 産業保健活動の推進

(2) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ア 化学物質による健康障害防止対策
- イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
- ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策
- エ 電離放射線による健康障害防止対策

神奈川労働局の
ホームページ内に
全体版を掲載して
います。



(1)ア メンタルヘルス対策

- ・ ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善を行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・ 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(1)イ 過重労働対策

- ・ 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。
 - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
 - ③ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)による労働時間等の設定の改善
- ・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(1)ウ 産業保健活動の推進

- ・ 産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する血圧や血糖値等の有所見者への生活習慣の見直しに向け、健康教育の積極的実施と治療の勧奨に努めるとともに治療と仕事の両立支援制度の導入を推進する。
- ・ 健康障害の防止を勧奨し、仕事での健康悪化による交通事故と労働災害の防止を周知する。

(2)ア 化学物質による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
 - ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)を交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類を含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
 - ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(2)イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(2)ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施し、クールワークキャンペーンに係る取り組みを鋭意展開する。
- ・ 事業場としての管理体制を整え、発症時・法緊急時の措置をあらかじめ決定しておき、異変を感じた際の対応方法について訓練を行うほか、労働衛生教育を通じて、日常の健康管理や暑熱順化及び作業時の水分・塩分の摂取方法等を周知する。
- ・ 定期健康診断において、脳・心臓疾患系の所見のある労働者に対しては、熱中症発症時の重症化リスクが高いことに留意し、産業保健スタッフによる支援の必要性を周知する。
- ・ 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(2)エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業(以下「廃炉作業」という。)や帰還困難区域等で行われる除染等における作業に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等を徹底するほか、緊急作業に従事した労働者に対して、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成27年8月31日健康の保持増進のための指針公示第6号)に基づく健康管理を実施する。
- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進する。

産業保健活動について困ったら**無料**支援施設を活用しよう

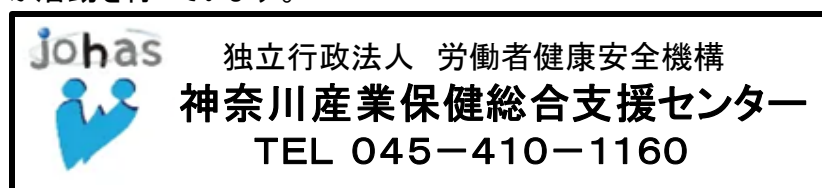
○ 神奈川産業保健総合支援センター・地域産業保健センターを活用しましょう。

独立行政法人労働者健康安全機構(神奈川産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター)は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。

★**神奈川産業保健総合支援センター**では、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。**神奈川県内1拠点:神奈川産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)**

★**地域産業保健センター**では、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く労働者を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導など産業保健サービスを無料で提供しています。

神奈川県下12の労働基準監督署管内に配置された地域拠点:地域産業保健センターが活動を行っています。



神奈川産保

検索



→→→ QRコードからホームページにアクセスできます。 →→→

第3 第14次労働災害防止計画（神奈川計画）

1 計画の期間 令和5（2023）年4月～令和10（2028）年3月までの5年間

2 計画の全体目標 **▶▶▶ 死傷者数の増加に歯止めをかける！ ◀◀◀**

○2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。

○2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少する。

3 アウトプット指標・アウトカム指標

アウトプット指標

(1)労働者の健康確保対策の推進

- ・ 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

(2)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・ 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とする。とともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

(1)労働者の健康確保対策の推進

- ・ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ・ 自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

(2)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
- ・ 熱中症による死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

第4 お知らせ

○ 安全衛生優良企業公表制度の申請

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本社事業場を管轄する都道府県労働局長宛での申請が必要です。

○ 神奈川労働局HPの活用やメルマガ登録をお願いします。

神奈川労働局HPでは、事業場での取組を進めていただくための情報を提供し、法改正等、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますので、御活用ください。また、メルマガジンでも労働局関連各種情報発信していますので登録よろしくお願いたします。